

立山博物館展示館 3 階展示刷新業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

富山県〔立山博物館〕の展示館 3 階の常設展示第 1 展示室「立山信仰の舞台」において、立山の開山からおおよそ 1300 年に及ぶ立山信仰の歴史を軸に、それを育む舞台となった立山の自然、そして人々の営みといった、様々な要素の関係性をより明確に伝え、立山の文化と歴史について、今以上に伝えることができる展示とするため、ゾーンサイン、解説パネルの見直し、タッチパネルディスプレイの導入等を行い、展示を刷新するもの。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

立山博物館展示館 3 階展示刷新業務（立山信仰 1300 年ストーリー理解促進事業）

(2) 業務内容

別紙業務委託仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 13 日まで

(4) 委託上限額

19,910,000 円以内（消費税及び地方消費税額を含む）

※ 上記上限額とは別に、契約手続きにおいて予定価格を設定します。

3 委託候補者選定方法

公募型プロポーザル方式により委託候補者を決定する。

4 プロポーザル参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たしている単独企業又は複数の企業で構成する共同企業体とする。

(1) 単独企業

- ① 提案内容を確実に遂行できる体制を有し、優れた企画能力を有すること。
- ② 対面又はオンラインにより行う打合せに常時参加できる体制を整えていること。
- ③ プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと。
- ④ 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ⑥ 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ⑦ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申し立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更正手続開始の申し立て、または破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者ではないこと。
- ⑧ 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（法人の場合は、役員及び経営に事実上参加している者、法人格のない団体にあっては、その代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者がいる法人等でないこと。
 - イ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する

暴力団でないこと。

ウ 暴力団またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人等でないこと。

エ 上記イ及びウ、それらの構成員（以下「暴力団等」という。）の利益となる活動（暴力団等と取引をし、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいう。以下同じ。）を行う法人等でないこと。

オ 役員等が暴力団等の利益となる活動を行う法人等でないこと。

カ 役員等が暴力団等社会的に不適切な交友関係（相手方が暴力団等であることを知りながら、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするような交友関係をいう。）を継続的に有している法人等でないこと。

(2) 共同企業体

①各構成員が上記4（1）に掲げる全ての項目を満たしている者であること。

②共同企業体が、2つ以上の者により自主的に結成されたものであること。

③構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。

④各構成員が、本プロポーザルに参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員ではないこと。

⑤次の事項を定めた共同企業体に係る協定書（以下「協定書」という。）を締結していること又は当該業務委託契約の締結の日までに協定書の締結を予定していること。

ア 目的	イ 共同企業体の名称	ウ 構成員の名称及び所在地
エ 代表者の名称	オ 代表者の権限	カ 出資を伴う場合の構成員の出資比率
キ 構成員の責任	ク 業務履行中における構成員の脱退に対する措置	
ケ 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置		
コ 解散後の瑕疵担保責任	サ 取引金融機関	シ その他必要な事項

5 現地説明会の開催

委託業務の内容に関する説明会（現地説明会）を以下のとおり開催する。参加を希望する場合は、現地説明会参加申込書（様式第4号）を提出すること。

本プロポーザルの参加にあたり、必ずしも現地説明会に参加しなければならないものではない。現地説明会に参加しない場合においても、本プロポーザルへの参加は可能である。

なお、現地説明会において、質疑応答は行わない。質問がある場合は、「6 質問の受付及び回答」に記載の方法により質問すること。

(1) 日時 令和7年6月16日（月）13時30分～

(2) 会場 富山県立山博物館展示館3階第1展示室

(3) 参加申込方法 現地説明会参加申込書（様式第4号）を提出すること。

(4) 提出期限 令和7年6月12日（木）17時まで

(5) 提出方法 メールにて提出し、提出した旨を電話にて連絡すること。

(6) 提出先 富山県生活環境文化部文化振興室文化政策課（連絡先は、「13 提出・問い合わせ先」を参照）

6 質問の受付及び回答

本プロポーザルについて質問がある場合は、質問書＜様式第3号＞により提出すること。

電話及び口頭による質問は受け付けない。

(1) 提出方法 メールにて提出し、提出した旨を電話にて連絡すること。

- (2) 提出先 富山県生活環境文化部文化振興室（連絡先は、「13 提出・問い合わせ先」を参照）
- (3) 質問受付期限 令和7年6月19日（木）17時まで
- (4) 回答質問に対する回答は、令和7年6月24日（火）までに、富山県のホームページ「公募型プロポーザル」ページに掲載する。
- (5) その他以下の質問については、受け付けない。
 - ・評価基準の配点に関する質問
 - ・他の応募者に関する質問
 - ・審査員に関する質問
 - ・その他、プロポーザルに参加するものとして適切でない質問

7 プロポーザル参加申込手続

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、下記により必要書類を提出すること。

- (1) 提出書類 プロポーザル参加申込書＜様式第1号＞
- (2) 提出期限 令和7年6月19日（木）17時（必着）
- (3) 提出先 富山県生活環境文化部文化振興室（連絡先は、「13 提出・問い合わせ先」を参照）
- (4) 提出方法 メールにて提出し、提出した旨を電話にて連絡すること。
- (5) その他事情により参加を辞退する場合は、令和7年6月30日（月）17時までに辞退届＜任意様式＞をメールにて提出し、提出した旨を電話にて連絡すること。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

下記①から⑤までの書類を企画提案書として提出すること。

① 企画提案書＜任意様式＞（PDF形式のファイルで提出すること。）

- ・別紙業務委託仕様書を参照のうえ、各展示ゾーン、展示コーナー、展示解説に応じた効果的な展示手法を中心に提案すること。なお、本事業の目的、趣旨に沿ったものであり、委託上限額の範囲内であれば、独自企画として実施項目を追加することや、仕様書に記載の展示手法と異なる提案をすることを妨げない。

② 会社概要＜様式第2号＞（PDF形式のファイルで提出すること。）

- ・共同企業体による場合、構成員全者分を提出すること。

③ 本業務実施に係る経費見積書＜任意様式＞（PDF形式のファイルで提出すること。）

- ・仕様書に記載されている業務を行うために必要な経費を算出し、積算の内訳がわかる見積書を作成すること。
- ・プロポーザル参加者が、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、算出した額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を記載すること。

④ 委託業務実施体制＜任意様式＞

- ・責任者氏名及び職務経歴、人員配置・実施体制（再委託先等を含む）など
- ・過去に実施した同種又は類似企画の実績

⑤ その他参考となる書類

- ・会社概要又は会社概要パンフレット等

- (2) 提出期限 令和7年6月30日（月）17時（必着）
- (3) 提出先 富山県生活環境文化部文化振興室（連絡先は、「13 提出・問い合わせ先」を参照）
- (4) 提出方法 メールにて提出し、提出した旨を電話にて連絡すること。

(5) 経費負担 企画提案書の作成等の応募に要する一切の経費は参加者負担とする。

9 審査方法等

(1) 審査方法

提出された企画提案書等に基づき、審査委員会が書面による審査を行い、委託候補者を選定する。提案者が1者の場合であっても、審査を実施するが、この場合は、評価基準点(60点以上)を満たしているかどうかで選定の可否を決定する。

企画提案書等の内容について疑義がある場合は、参加申込書に記載されたメールアドレス宛に電子メールで質問を行うことがある。

なお、審査結果については、参加申出書に記載されたメールアドレス宛に電子メールで通知を行う。

(2) 審査基準

別紙「審査基準」のとおり。

10 契約の締結

(1) 選定された委託候補者と契約締結の協議を行い、契約を締結する。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議を含むものとする。協議が不調のときには、次点の者から順に契約の締結の協議を行うものとする。

(2) 受注者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。ただし、業務の一部については、受注者があらかじめ県と協議し、県が承認した場合に限り第三者へ委託、又は請け負わせることができる。

11 その他留意事項

(1) 提案は、参加者1者につき1案とする。

(2) 次に掲げる場合については提案を無効とする。

- ・本実施要領（仕様書及びこれに附属する書類を含む。）に記載された条件に適合しない場合
- ・プロポーザル参加の要件を満たしていない場合
- ・提出書類に虚偽又は不正があった場合
- ・他の参加者と企画提案の内容又はその他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行ったことが判明した場合
- ・複数の提案書を提出した場合
- ・審査員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めるなど、評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・この他本実施要領に違反する行為があった場合

(3) プロポーザルへの参加、企画提案に要する全ての費用は参加者負担とする。

(4) 委託料には、受注者の旅費、資料の郵送費等の一切の付帯費用を含むものとする。

(5) 委託先に選定された提案者の企画提案書及び委託業務により作成した成果物に係る著作権は、県に帰属するものとする。

(6) 審査結果については、採用・不採用に関わらず、後日、電子メールにて通知し、契約候補者の名称等を県のホームページ（「公募型プロポーザル」ページ）で公表する。なお、選定の経緯、選定理由等に関する問合せには一切応じない。

(7) 委託候補者と富山県は、企画提案の内容に基づき、具体的な仕様を協議し調整が整った場合に契約を締結

するものであり、本プロポーザルで提出された見積金額による契約締結を確約するものではない。

- (8) 当事業は、国の交付金を活用するため、業務完了後に会計検査等への対応が生じる場合があるので、あらかじめ留意すること。

12 今後のスケジュール

- | | |
|----------------------|---------------------|
| (1) 現地説明会参加申込書提出期限 | 令和7年6月12日(木)17時 |
| (2) 現地説明会 | 令和7年6月16日(月)13時30分～ |
| (3) プロポーザル質問書提出期限 | 令和7年6月19日(木)17時 |
| (4) プロポーザル参加申込み期限 | 令和7年6月19日(木)17時 |
| (5) プロポーザル参加辞退届提出期限 | 令和7年6月30日(月)17時 |
| (6) プロポーザル企画提案書等提出期限 | 令和7年6月30日(月)17時 |
| (7) 審査結果通知 | 令和7年7月上旬 |
| (8) 契約締結 | 令和7年7月中旬～下旬 |

13 提出・問い合わせ先

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県生活環境文化部文化振興室

T E L : 076-444-3436 (直通)

F A X : 076-444-4438

E-mail : abunkashinko@pref.toyama.lg.jp